

平成30年10月12日  
九州地方整備局

◎公契約関係競売等妨害容疑で執行役員が逮捕・起訴された下記業者について、3ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

### 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社太平設計  
業者 の 住 所：福岡県北九州市小倉北区下富野1-6-21
2. 指名停止措置期間：平成30年10月12日～平成31年1月11日  
(3カ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要  
本件は、株式会社太平設計の執行役員が、平成27年7月に福岡県鞍手町が発注した下水道事業2件の指名競争入札に関し、同町の町長から最低制限価格などの情報を聞いた入札参加者より、同情報を入手し公正な入札を妨害したとして、平成30年7月9日、福岡県警に公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕され、平成30年7月31日に福岡地方検察庁が起訴したものである。
5. 指名停止措置理由  
当該業者たる株式会社太平設計の執行役員が公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕されその後起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第8号イ（下記参照）に該当する。  
従って、本件については、指名停止3カ月を適用する。

#### <指名停止措置要領別表第2>

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	2カ月以上12カ月以内
	1カ月以上12カ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）  
代表：092-471-6331

総務部契約課長 星原 隆（内線 2511）

（契約課直通：Tel 092-476-3509）

港湾空港関係

総務部契約管理官 田中 浩紀（内線 290）

（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）